

早出川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 早出川ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは洪水調節、かんがい用水の補給及び発電をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒130立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次の各号に規定する期間とする。

- 一 洪水期間 6月15日から9月30日までの期間
- 二 非洪水期間 10月1日から翌年6月14日までの期間

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、4月26日から9月10日までの期間とする。

(水位の測定)

第6条 貯水池の水位は、ダム本体に取り付けられた水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位は、標高190.50メートルとし、水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第8条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高165.50メートルとし、第18条の規定により洪水調節を行う場合及び第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(確保水位)

第9条 かんがい用水補給のために確保すべき水位（以下「確保水位」という。）は次の各号に掲げる日（以下、この条において「基準日」という。）にあってはそれぞれ当該各号に掲げる水位、基準日以外の日にあっては、当該日の直前の基準日の確保水位と直後の基準日の確保水位から等差的に算出される水位とし、第17条又は第26条の規定による放流により水位を低下させる場合を除き、水位をこれより低下させてはならない。

	基準日	基準日の水位
一	4月26日	標高 164.50 メートル
二	6月15日	標高 164.50 メートル
三	7月10日	標高 163.60 メートル
四	8月5日	標高 162.80 メートル
五	8月20日	標高 161.70 メートル
六	8月31日	標高 157.00 メートル
七	9月10日	標高 157.00 メートル

(最低水位)

第10条 貯水池の最低水位は、標高 157.00 メートルとする。

(予備放流水位の最低限度)

第11条 予備放流水位の最低限度は、非洪水期間にあつては標高 165.50 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

(洪水調節のための利用)

第12条 洪水調節は、標高 165.50 メートルから標高 190.50 メートルまでの容量 970 万立方メートルを利用して、洪水期間にあつては、水位を制限水位より上昇しないように制限させて行い、非洪水期間にあつては、予備放流により水位を低下させて行うものとする。

2 洪水に達しない流水の調節は、洪水期間において標高 165.50 メートルから標高 190.50 メートルまでの容量 970 万立方メートルを利用して行うものとする。

(かんがいのための利用)

第13条 かんがい用水の補給は、かんがい期間のうち4月26日から6月14日までの間にあつては標高 157.00 メートルから標高 190.50 メートルまでの容量 1,150 万立方メートル、6月15日から9月10日の間にあつては、標高 157.00 メートルから標高 165.50 メートルまでの容量 180 万立方メートルのうち最大 160 万立方メートルを利用して行うものとする。

(発電のための利用)

第14条 発電は、洪水期間にあつては、標高 157.00 メートルから標高 165.50 メートルまでの容量 180 万立方メートル、非洪水期間にあつては標高 157.00 メートルから標高 190.50 メートルまでの容量 1,150 万立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

(洪水警戒体制)

第15条 新潟地域振興局長（以下「局長」という。）は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制をとらなければならない。

一 新潟地方気象台から五泉市において、降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪

水の発生が予想されるとき。

二 その他洪水が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第 16 条 局長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、ただちに、次の各号に定める措置をとらなければならない。

一 新潟県土木部、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所、新潟地方气象台、新潟県発電管理センターその他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 最大流入量、洪水総量、洪水継続時間及び流入量を予測すること。

三 洪水調節計画をたて、予備放流水位を定めること。

四 ゲート並びにゲートの操作に必要な機械及び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転、その他ダム の操作に関し必要な措置をとること。

(予備放流)

第 17 条 局長は、次条の規定により洪水調節を行う必要が生ずると認められる場合において、水位が前条第 3 号により定めた予備放流水位をこえているときは、水位を当該予備放流水位に低下させるため、あらかじめ、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水調節)

第 18 条 局長は、流入量が毎秒 260 立方メートルに達した後は、流入量がいったん最大に達した後、放流量と等しくなるまでの間コンジットゲートの開度を 2.50 メートルに保つことにより洪水調節を行わなければならない。

ただし、局長は、気象、水象その他の状況により特に必要と認めた場合においては、これによらないことができる。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第 19 条 局長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後において、水位が洪水期間にあつて制限水位をこえているときは、すみやかに水位を制限水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第 20 条 局長は、気象、水象、その他の状況により必要と認める場合においては、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第 21 条 局長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなつたと認める場合においてはこれを解除しなければならない。

(水位の上昇)

第 22 条 局長は、非洪水期間にあつては気象、水象、その他の状況により予備放流水位を

維持する必要がなくなったと認める場合においては、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(貯留された流水を放流することができる場合)

第23条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することができる。

- 一 水位が常時満水位をこえるとき。
- 二 非洪水期間から洪水期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- 三 洪水期間において水位が制限水位をこえるとき。
- 四 第17条の規定により予備放流を行うとき。
- 五 第18条の規定により洪水調節を行うとき。
- 六 第19条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をさせるとき。
- 七 第20条の規定により洪水に達しない流水の調節を行うとき。
- 八 第26条の規定によりかんがい用水の補給のための放流を行うとき。
- 九 第34条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。
- 十 その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第24条 局長は、ダムから放流を行う場合においては、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第25条 ダムから放流を行う場合において、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量から田川内発電所（以下「発電所」という。）の使用水量（毎秒12.0立方メートル以内）を控除した量をこえないようにしなければならない。

- 一 第23条第1号、第3号又は第7号の場合においては、流入量に相当する量。
- 二 第23条第2号、第4号又は第9号の場合においては、毎秒80立方メートル。
ただし、第4号の場合において特にやむを得ないと認めるときは、毎秒130立方メートル。
- 三 第23条第5号、第6号又は第8号の場合においては、それぞれ第18条、第19条又は第26条の規定による放流量。
- 四 第23条第10号の場合においては必要最小限度の量。

(かんがい用水の補給のための放流)

第26条 局長は、かんがい期間において、かんがい用水の補給のため必要があると認める場合においては、別表1に掲げるかんがい用水量を早出川頭首工地点において確保できるよう、必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流量の決定)

第27条 局長は、ダムから放流を行おうとする場合においては、発電所の使用水量を確認して放流の時期及び放流量を決定しなければならない。

- 2 局長は、前項の決定をしようとする場合においては、第 18 条の規定により洪水調節を行う場合、第 19 条の規定により洪水調節等の後に水位の低下をさせる場合並びに第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、あらかじめ、新潟県発電管理センター所長の意見をきかなければならない。

(放流に関する通知等)

第 28 条 局長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生じると認める場合において、これによって生じる危害を防止するため必要があると認めるときは、特定多目的ダム法（昭和 32 年法律第 35 号）第 32 条の規定に準じて関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

- 2 局長は前項の規定により通知すべき関係機関及び周知の方法をあらかじめ定めておかなければならない。

第 6 章 ゲート及びバルブの操作

(ゲート操作の方法)

第 29 条 ゲートを操作してダムから放流を行う場合においては、コンジットゲートの操作により行うことを原則とし、これによって所要の放流ができないときは、クレストゲートを操作して放流するものとする。

(クレストゲートの操作)

第 30 条 クレストゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
- 二 第 34 条の規定によりクレストゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。

(コンジットゲート及びコンジット予備ゲートの操作)

第 31 条 コンジットゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。
 - 二 第 34 条の規定により、コンジットゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 2 コンジット予備ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
 - 一 第 34 条の規定によりコンジットゲート又はコンジット予備ゲートの点検又は整備を行うため必要があるとき。
 - 二 その他必要があるとき。

(低水管理用バルブ及び予備のバルブの操作)

第 32 条 低水管理用バルブは次の各号に掲げる場合を除き、常に閉そくしておくものとする。

- 一 第 23 条各号の一に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。

- 二 第 34 条の規定により低水管理用バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 2 予備バルブは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。
- 一 第 34 条の規定により低水管理用バルブ又は予備バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
 - 二 その他必要があるとき。

(表面取水ゲートの操作)

第 33 条 表面取水ゲートは一定の越流水深を保つよう操作するものとする。但し局長は水象等、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。

第 7 章 点検整備等

(点検及び整備)

- 第 34 条 局長は、次の各号に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため点検及び整備を行わなければならない。
- 一 ダム本体。
 - 二 ゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という）。
 - 三 ゲート等操作するため必要な機械及び器具。
 - 四 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備。
 - 五 監視のため必要な船舶。
 - 六 警報のため必要な車両。
 - 七 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材。
- 2 前項の点検及び整備においてゲート等から放流を行う必要がある場合は、流入量から発電所の使用水量を控除した値が毎秒 3.5 立方メートル以下のときに行うことを原則とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、これによらないことができる。
- 3 局長は、ゲート等及び予備電源装置を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査又は測定)

第 35 条 局長は、別表 2 に掲げる事項に関し、同表の項目について調査又は測定を行わなければならない。

(ゲート等の操作記録)

- 第 36 条 局長は、第 17 条及び第 19 条の規定により放流を行ったとき、第 18 条の規定により洪水調節を行ったとき並びに第 20 条の規定により洪水に達しない流水の調節を行ったときは、次の各号に掲げる事項を記録しておかななければならない。
- 一 気象及び水象の状況。
 - 二 ゲート等の操作理由、操作したゲート等の名称、ゲート等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻、ゲート等の開度、ゲート等の操作による放流量並びに水位の変動。
 - 三 ダム本体、ダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
 - 四 放流に伴う警報及び連絡に関する事項。

五 その他特記すべき事項。

- 2 局長は、前項に規定する場合を除き、第30条各号、第31条各号又は第32条各号の一に該当する場合においてゲート等を操作したときは、その状況を前項に準じて記録しておかなければならない。

(調査結果等の記録)

第37条 局長は、第34条の規定により点検及び整備を行った結果並びに第35条の規定により調査し、又は測定した結果を記録しておかなければならない。

(管理月報及び管理年報の作成)

第38条 局長は、別に定めるところによりダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

第8章 雑 則

(雑 則)

第39条 局長は、ダム共同事業者の意見をきいて、この規則を実施するために必要な細則を別に定め、国土交通大臣に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。

附 則

この規則は平成29年9月8日から適用する。

附 則

この規則は平成30年4月1日から適用する。

別表 1

期別かんがい用水量

期 間	かんがい用水量
4月 26 日から 5月 5日まで	毎秒 5.68 立方メートル
5月 6 日から 7月 5日まで	毎秒 4.24 立方メートル
7月 6 日から 8月 10日まで	毎秒 4.76 立方メートル
8月 11 日から 9月 5日まで	毎秒 3.96 立方メートル
9月 6 日から 翌年 4月 25日まで	毎秒 1.42 立方メートル

別表 2

調査又は測定事項

事 項	項 目
気 象	天気、気圧、温度、湿度、風向、風速、降水量、積雪
貯水池	水位、流入量、放流量、取水量、水温、水質、堆砂
ダム	たわみ、温度、揚圧力、漏水量
効 果	洪水調節、かんがい、発電